

13 施設や里親の家などで生活しなければならないこどもの数は？（各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み）

長

ここまでは、こどもができるだけ家庭で育てられるようにするための取組について考えてきましたが、
これからは、何らかの理由で家庭から離れて生活しなければならない場合のこどもや、こうしたこどもの親に対するサポートについて考えていくことになります

C

私は今、里親のところで暮らしていますが、
私たちのようなこどもたちのためのサポートということですね

長

そのとおりです

里

その前に、長野県ではどのくらいのこどもが里親の家や施設で生活しているのでしょうか？

長

令和6年3月末の時点では、550 人でした

O

そういえば、長野県のこどものだいたい 500 人に1人くらいのこどもが、家族から離れて里親の家や施設で生活しているという話でしたね※

※29 ページのことです

学

ところで、今後、こうした里親の家や施設で生活しなければならないこどもの数はどうなりそうですか？

弁

新しい計画のなかでの取組を考えるためにも、そうしたこどもの人数がどうなっていくのかについては、考えておく必要はありそうですね

13-1 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

これまでは、「こどもができるだけ家庭で育てられるようにする」という目的のための取組について扱ってきました。

ここからは、虐待などの家庭環境やこども自身が抱えている問題などの、何らかの理由によって家庭で育てられなくなったこどもやそうした家庭への支援について検討していくことになります。

こうしたこどもや家庭に対する支援をしていくに当たって、まず、生まれ育った家を離れ、里親の家や施設で生活しているこどもの数が今後どのように変わっていくのか（代替養育を必要とするこどもの数の見込み）を考える必要があります。

こうした見込みを行うことで、こうしたこどもや家庭を支援するための資源（里親や施設における受け入れ体制等）をどれだけ整備していかなければならないかといったことを考えていくことができます。

なお、現在の計画を作るときにも、こうしたこどもの数の見込みを行いました。その後の県内のこどもの人口の動きや、今後の見込み、最近の代替養育を必要とするこどもの数などを踏まえて、改めて里親の家や施設で生活しているこどもの数の見込み（代替養育を必要とするこどもの数の見込み）を出していきます。

長

そうですね

それでは、今回は、そのことについてお話をしていきたいと思います

B

そういえば、長野県の人口も減っているようですね

C

この前※に、長野県のこどもの数(18 歳未満のこどもの数)も減っているという話もありましたね

※27 ページのことです

長

みなさん、本当によく覚えていますね

そのとおりです

A

すると、里親の家や施設で生活するこどもの数も少なくなっていくということでしょうか？

施

かならずしも、そうとはいえないかもしれませんよね

学

たしかに、こどもの数は減っていくかもしれませんが、それに合わせて里親の家や施設で生活するこどもの数も減っていくのかについては、もう少し考えた方がよいかもしれませんね

長

そういったこともあわせて、
順番にお話をしていきましょう

P

まずは、令和7年度からの 18 歳未満のこどもの数の見込みを見てみませんか？

長

そうしましょう

13-2 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の推計方法

各年度における代替養育を必要とするこども数を見込むに当たって、以下のデータ等を用いました。

① 県内の 18 歳未満のこどもの数

令和6年までのこどもの数については、長野県の毎月人口異動調査による推計人口を用いています。

令和7年以降のこどもの数については、以下のデータをもとに、各年度の年齢別の人口を推計し、年齢区分(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)ごとに積上げました。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口が 10 月1日時点のものであることから、ここでのこどもの数の見込みも各年の 10 月1日時点のものとして推計しました。

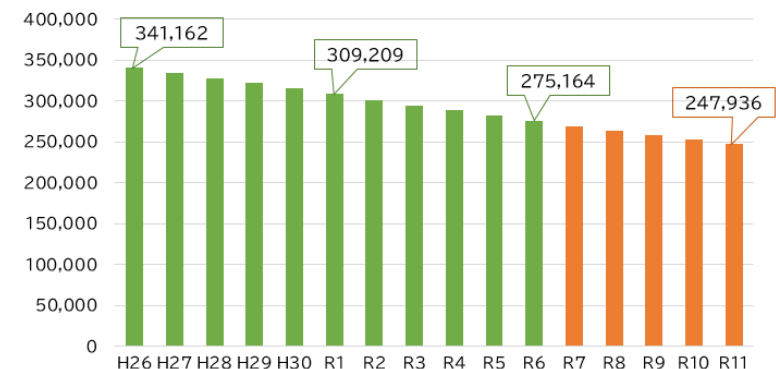
- 国立社会保障・人口問題研究所が令和5年 12 月に公表した長野県の人口推計
- 平成 16 年～令和6年までの県内の 20 歳未満人口の推移(いずれも 10 月1日時点の人口)
- 平成 16 年～令和6年までの0歳人口の推移(いずれも 10 月1日時点の人口)
- 平成 16 年～令和6年までの N 年の X 歳人口と N+1 年の X+1 歳人口の増減(いずれも 10 月1日時点の人口)

また、上記のこどもの人口の推計に当たっては、以下のことを仮定しています。

- 各年齢において、こどもの数は前の年より少なくなる
- 18 歳未満のこどもについては、下の年齢になるほど、こどもの数が少なくなる(なお、18・19 歳については、進学・就職等による県外流出があるため、17 歳人口より少なくなる)

【図表3-1:県内の 18 歳未満のこども人口(平成 26 年～令和 11 年)】《再掲》

(単位:人)



※各年の 10 月1日時点の人口(ただし、令和7年以降は児童相談・養育支援室の推計による)

【県内の 18 歳未満のこどもの数の見込み(令和7～11 年)】

(単位:人)

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0-2 歳	33,707	33,548	33,388	33,283	33,110
3-6 歳	53,560	52,477	51,612	50,921	50,242
7-17 歳	181,710	177,522	172,861	168,488	164,584
合 計	268,977	263,547	257,861	252,692	247,936

※各年の 10/1 時点の見込み

令和6年 10 月の 18 歳未満のこどもの数が、およそ 275,000 人くらいなので、令和 11 年にはそれよりも 27,000 人くらい減ると予想しています

そうしたこどもの数に対して、500 人に1人くらいのこどもが、家族から離れて施設や里親の家などで生活しているということでしたね？

令和元～5年度に施設や里親の家などで生活しているこどもの数を見ていくと、次のようになっています

【施設や里親の家などで生活しているこどもの数(令和元～5年度)】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5 年度
0-2歳	69 人	48 人	45 人	51 人	49 人
3 歳-就学前	56 人	82 人	78 人	61 人	75 人
小学生以上	484 人	431 人	405 人	458 人	426 人
合 計	609 人	561 人	528 人	570 人	550 人

※各年度のおわり(年度末)時点の数

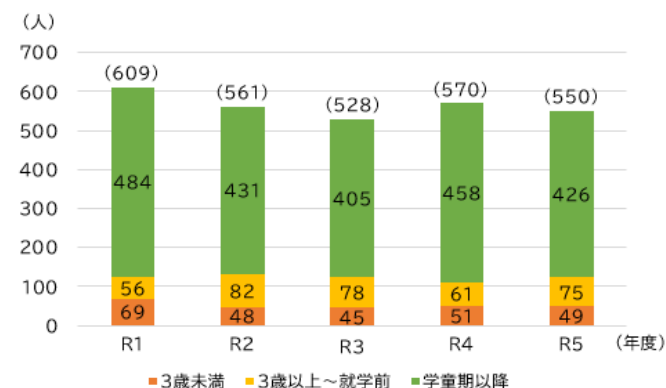
② 施設や里親の家で生活しているこどもの数

令和元～5年度の各年度末における、施設や里親の家で生活しているこどもの数の年齢区分ごとの人数は以下のとおりです。

【図表 3-4:代替養育を受けているこどもの数(令和元～5年度の各年度末)】《再掲》

(単位:人)

	R1	R2	R3	R4	R5
3歳未満	69	48	45	51	49
3歳以上～就学前	56	82	78	61	75
学童期以降	484	431	405	458	426
合計	609	561	528	570	550



(出典 福祉行政報告例)

なお、令和5年度末における、代替養育を受けているこどもの地域別の人数は以下のとおりです。

【図表 13-1:代替養育を受けているこどもの数(地域別・令和5年度末)】 (単位:人)

地域	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アル プス	長野	北信	合計
3歳未満	5	4	3	2	7	0	18	2	6	2	49
3歳以上 ～就学前	9	9	3	5	4	0	22	3	20	1	76
学童期 以降	40	42	39	46	29	5	87	7	118	12	425
合計	54	55	45	53	40	5	127	12	144	15	550

長

そして、
少し細かい話になってしまいますが、令和元～5年の10月1日時点のこどもの人数に対して、令和元～5年度の年度末に施設や里親の家などで生活しているこどもが、だいたいどのくらいいるか(平均の割合)ですが、次のようになります

【長野県で施設や里親の家などで生活しているこどもの割合※】

- 0～2歳のこども ……10,000人に13人くらい(0.133%)
- 3歳～就学前のこども…10,000人に12人くらい(0.118%)
- 小学生以上のこども ……10,000人に23人くらい(0.225%)

※令和元～5年度の平均の割合

B

毎年、だいたいそのくらいの割合ということですか？

長

もちろん、年度によって少しずつ変わっては来るのですが、だいたいそのくらいになります

A

すると、この先もだいたいそのくらいの割合になると考えているということですか

長

そうですね
ここでは説明できませんが、もう少し過去の割合を見ても、だいたいそのくらいだったので、今後もそのくらいの割合になるだろうと予想しているところです

③ 長野県のこどものうち、施設や里親の家で生活しているこどもの数の割合

上記の①と②をもとに、令和元～5年度の各年度末における、施設や里親の家で生活しているこどもの数の年齢区分ごとの割合は以下のとおりです。

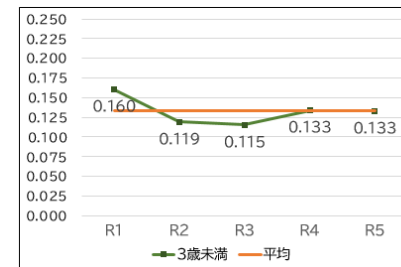
$$\frac{\text{施設や里親の家で生活しているこどもの数の年齢区分ごとの割合}}{\text{各年度の10月1日時点の年齢区分ごとのこどもの数}} = \frac{\text{各年度末の年齢区分ごとの、施設や里親の家などで生活しているこどもの数}}{\text{各年度の10月1日時点の年齢区分ごとのこどもの数}}$$

【図表 13-2: 代替養育を受けているこどもの割合(令和元～5年度)】

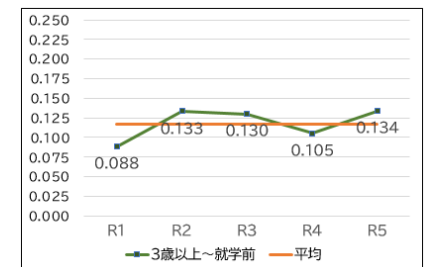
(単位: %)

	R1	R2	R3	R4	R5	平均値	最小値	最大値
3歳未満	0.160	0.119	0.115	0.133	0.133	0.133	0.115	0.160
3歳以上～就学前	0.088	0.133	0.130	0.105	0.134	0.118	0.088	0.134
学童期以降	0.239	0.217	0.207	0.238	0.225	0.225	0.207	0.239
合計	0.197	0.186	0.179	0.198	0.195	0.191	0.179	0.198

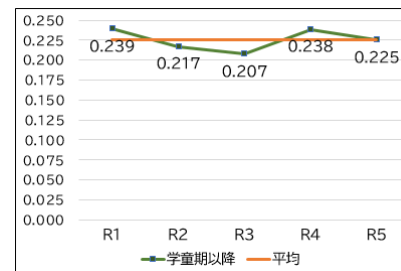
(3歳未満の割合の推移)



(3歳以上～就学前の割合の推移)



(学童期以降の割合の推移)



里

ところで、これまではそういった割合だったと思いますが、
本当は、こどもを家庭から保護して、里親の家や施設で生活させた方が
よかったのに、できなかったというようなことはなかったでしょうか？

施

虐待の相談も増えていますからね

町

でも、逆に、市町村のサポートなどがよくなることで、これまでは里親の
家や施設で生活してきたようなこどもが、元の家庭に戻れるというよう
なことも考えられるのではないのでしょうか？

Q

里親さんや施設さんが言っているのは、本当はもっと多くなるのではな
いかということで、
町村さんが言っているのは、本当はもっと少なくできるのではないかと
いうことだと思いますが、どうなのでしょう？

長

みなさん、ありがとうございます

長

では、まず、里親の家や施設で生活するこどもがもっと多くなるのではな
いかということについてですが、
今のところ、長野県では施設がいっぱいでこどもが入れないという状況
ではありません

学

大きな都市ではそういった問題もあると聞いていますが、長野県ではそ
ういったことはないの、本当は、こどもを家庭から保護して施設や里親
の家などで生活させた方がよかったのに、できなかったというようなこ
とはないだろうということですね

長

そのように考えています

④ 「施設や里親の家などで生活しなければならないこども」がほかにいないかについて（潜在的需 要等の考察）

上記③で計算した数値は、実際に施設や里親の家などで生活しているこどもの数をもとにした
数値です。

施設や里親の家などで生活しているこどもの数を見込むに当たっては、例えば、以下のことも
考えておく必要があると考えられます。

- a 児童相談所での虐待相談対応件数
- b 一時保護の件数
- c 市町村の要保護児童対策地域協議会の管理ケース数
- d 施設（乳児院・児童養護施設）の定員
- e こども家庭センターの設置や家庭支援事業の実施等の市町村の支援強化の取組
- f 児童家庭支援センター等の整備状況
- g 児童相談所の措置ケースに対する親子再統合支援の充実

上記の a～gのうち、一般的に a～c は増加要因、e～gは減少要因と考えられます。

長野県において、里親の家などで生活するこどもを除けば、代替養育が必要なこどもに対して、
dの「施設（乳児院・児童養護施設）の定員」はこれまでのところ充足している状況です。

そのため、長野県では、一部の大都市で生じているように、明らかに入所定員以上に措置すべ
きこどもがいて、本来は措置すべきなのにできていないという状況にはないと考えられます。

また、e～gについても、令和6年度に県内の児童相談所に調査をした際は、一定数のこどもが
条件が整えば家庭に戻って生活することが可能とされていますが、今回の新しい計画で取り組も
うとしている市町村や児童家庭支援センターによるサポート体制の充実や 15-1 において説明す
る児童相談所におけるケースマネジメント体制の見直し等による親子再統合支援の充実について
は、その効果や影響を数値化することが難しい要素となります。

以上を踏まえ、今回の新しい計画においては、いわゆる潜在的需要等がないということではあ
りませんが、それぞれ増加要因と減少要因があり、傾向の予測や数値化が困難であることから、
数値としては考慮せずに、代替養育を必要とするこどもの数を見込むことにしました。

市

すると、本当はもっと少なくできるのではないかということについてはどうなのでしょう？

長

そのことについては、もちろん、今回の新しい計画によるこれからの取組の結果として、そのようにしていきたいと考えていますが、実際に、どのくらいのこどもが自分の家に戻れるのかを、今のところは正確に予想できないというのが、正直なところで

施

はっきりとしたデータがないのに、施設や里親の家などで生活するこどもが少なくなるという予想をすることもできないということですか？

長

そのとおりです

町

そうすると、令和7～11年度に里親の家や施設で生活するこどもの数については、こどものみなさんには少し難しくなるかもしれませんが、次のような計算になるということですね

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の計算方法(令和7～11年度)】

それぞれの年度のおわりに、施設や里親の家などで生活しているこどもの数

$$= \text{それぞれの年の10月1日のこどもの数} \times \text{令和元～5年度の施設や里親の家で生活しているこどもの数の割合の平均}$$

長

もちろん、先ほど里親さん・施設さん・町村さんが言ってくれたような、もっと多くなるのではないか、あるいはもっと少なくなるのではないかということも考えたのですが、結果としてはそのようになります

13-3 各年度における代替養育を必要とするこども数の推計結果

13-2において示したデータ等を踏まえ、各年度における代替養育を必要とするこどもの数を以下の算式により見込みました。

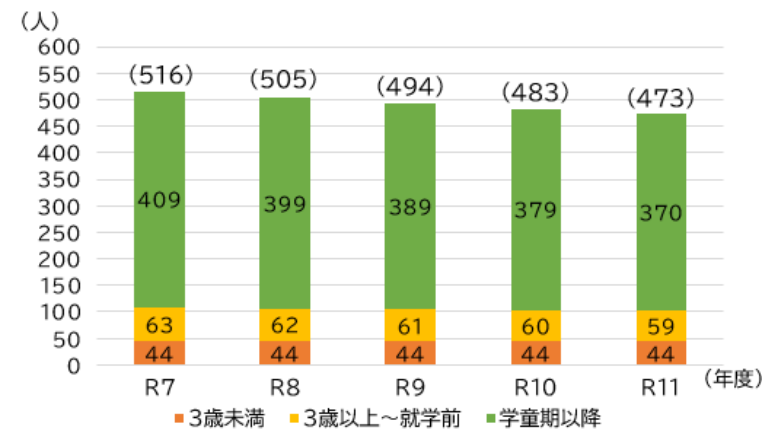
各年度における代替養育を必要とするこどもの数 = 各年度の10月1日時点の年齢区分ごとのこどもの数 × 令和元～5年度の施設や里親の家で生活しているこどもの数の年齢区分ごとの割合の平均

結果は以下の図表 13-3 のとおりです。

【図表 13-3:代替養育を必要とするこどもの数の見込み(令和7～11年度の各年度末)】

(単位:人)

	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	44	44	44	44	44
3歳以上～就学前	63	62	61	60	59
学童期以降	409	399	389	379	370
合計	516	505	494	483	473



※()内の数値は、各年度の合計

C

たしかに難しいですが、
結局のところ、計算すると、どうなるのですか？

はい
このようになります

長

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和7～11年度)】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0-2歳	44人	44人	44人	44人	44人
3歳-就学前	63人	62人	61人	60人	59人
小学生以上	409人	399人	389人	379人	370人
合 計	516人	505人	494人	483人	473人

※各年度のおわり(年度末)の時点の見込み

O

結果としては、施設や里親の家などで生活するこどもの数は少なくなっ
ていくという見込みになったということですね

そうですね
この先の話し合いのなかで、こうして出したこどもの数の見込みを見て
いくこともあると思いますので、覚えていてくれるとうれしいです

長

さて、今日の話し合いは、ここまでにしたいと思います
次回から、何らかの理由で家庭から離れなければならないこども
や家庭に対するサポートについて、みなさんと本格的に考えていきたく
と思いますので、よろしくお願いします

長

なお、今回の新しい計画の計画期間の最終年度である令和11年度末における、地域別の代替養育を必要とすることの数の見込みについて、令和5年度末における地域別の割合(図表13-4参照)をもとに試算をすると、以下の図表13-5のとおりとなります。

$$\begin{array}{l} \text{令和11年度末の各地域} \\ \text{における代替養育を必} \\ \text{要とすることの数の} \end{array} = \begin{array}{l} \text{令和11年度末の代替養育} \\ \text{を必要とすることの数の} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{令和5年度末における代} \\ \text{替養育を必要とすること} \\ \text{の地域別の割合} \end{array}$$

【図表13-4:代替養育を受けているこどもの地域別割合(令和5年度末)】 (単位:%)

地域	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アル プス	長野	北信
3歳未満	10.2	8.2	6.1	4.1	14.3	0.0	36.7	4.1	12.2	4.1
3歳以上 ~就学前	11.8	11.8	3.9	6.6	5.3	0.0	28.9	3.9	26.3	1.3
学童期 以降	9.4	9.9	9.2	10.8	6.8	1.2	20.5	1.6	27.8	2.8

(注)小数点第2位以下を四捨五入しているため、10地域の合計が100%でない場合がある

【図表13-5:代替養育を受けているこどもの数の見込み(地域別・令和11年度末)】 (単位:人)

地域	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アル プス	長野	北信	合計
3歳未満	4	4	3	2	6	0	16	2	5	2	44
3歳以上 ~就学前	7	7	2	4	3	0	17	2	16	1	59
学童期 以降	35	37	34	40	25	4	76	6	103	10	370
合計	46	48	39	46	34	4	109	10	124	13	473